

# 国道19号通行止遮断機の操作訓練を実施しました

多治見砂防国道事務所

多治見砂防国道事務所では、大雨による災害の危険から人命を守るため、管内に1ヶ所(国道19号中津川市山口賤母地内から長野県南木曾町地内 L=6.5km)の通行規制区間を設けています。通行規制区間では、連続雨量が基準(150mm)に達した場合、災害発生の可能性が高まると判断し、雨量規制区間内の通行止を行います。

平成24年5月18日(金)、梅雨、台風などの異常気象に備え、職員による通行止装置(遮断機)の現地操作訓練を実施しました。



操作訓練状況(黍生ゲート)

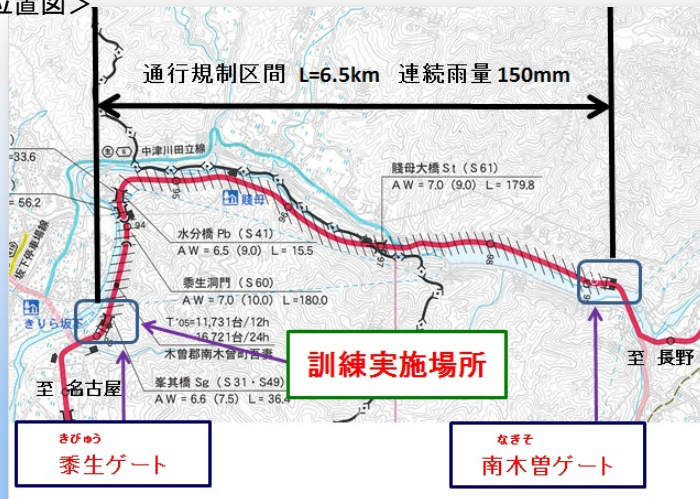


手動による遮断機降下訓練



手動による遮断機降下訓練

<位置図>



建通新聞  
平成24年5月29日(火)掲載